

Weekly Report

第690号
令和5年3月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和6年から大きく変わるNISA制度

今年度税制改正でNISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年から新制度となる予定です。

◆新NISAの主なポイント

新制度は現行のつみたてNISA（年間投資枠40万円、非課税期間20年）と一般NISA（同120万円、同5年）を統合した次のような制度になります。

◎制度の恒久化……口座開設可能期間に期限を設けず、恒久的な制度になります。

◎非課税期間の無期限化……各年に投資した投資信託等の利益が非課税となる期間が無期限となります。

◎年間投資枠の拡充・併用……一定の投資信託（現行のつみたてNISAと同様）を対象とする年間投資枠120万円の「つみたて投資枠」と、上場株式等も対象となる年間投資枠240万円の「成長投資枠」が設けられます。これらは併用できるため、最大で年間360万円まで投資が可能とな

ります。

◆現行制度の取扱い

新NISAの創設に伴い、現行のつみたて・一般NISAでの投資は本年末で終了となります。保有している商品は現行制度の非課税措置（つみたて20年、一般5年）が適用され、新NISAにおける非課税限度額の外枠で管理されます（非課税期間終了後、新制度に移管することはできません）。

なお、未成年者を対象としたジュニアNISAについても本年末で終了となります。

年度末における中小企業等の資金繰り支援

経産省は金融機関等に年度末における金融の円滑化等を要請するとともに「コロナ資金繰り支援継続プログラム」を公表しました。

◎コロナ借換保証の活用……民間ゼロゼロ融資と浮からの借換に加え、事業再構築等の新たな資金需要にも対応する借換保証制度を積極的に活用。

◎日本公庫等における融資制度の期限延長……スーパー低利・無担保融資（債務償還年数が13年以上の場合は売上減少要件を満たさなくても対象）や、資本金劣後ローン、セーフティーネット貸付（物価高騰対策）の申込期限を本年9月末まで延長。

◎スタートアップ創出促進保証の開始……創業時の保証制度（経営者保障不要）を今月15日開始。

障害者の法定雇用率を段階的に引上げ

事業主には、常時雇用している従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にすることが義務付けられており、民間企業の法定雇用率は現行2.3%で、従業員43.5人以上の事業主に障害者雇用義務があります。この法定雇用率を2.7%まで段階的に引上げることが決定しており、令和5年度は現行の2.3%を据え置きますが、令和6年4月から2.5%（従業員40人以上が対象）、令和8年7月から2.7%（従業員37.5人以上が対象）に引上げます。